

○ 策定の目的

- ・児童相談所の設置を目指すにあたって、児童相談所という新たな機能を持つことによる本市の児童福祉行政の今後のあり方、方向性を『新たな児童福祉行政の基本方針』として定め、これに基づく本市児童相談所の姿を『児童相談所設置計画』として定めること。
- ・これらに基づき、今後の設置準備や現行施策の具体的な見直しを進めると共に、こども行政全般の最適化に向けた検討に繋げていく。

○ 基本方針・設置計画のポイント

・ 目 標

東大阪市のすべての子どもたちが安心して夢や希望を持って成長できるまちをめざす＝児童虐待のないまちをめざす

・ 実現のために必要なこと

すべての子どもの権利を尊重し実現するまちづくり、みんなで子どもたちを育むまちづくり

①：新たな児童福祉行政がめざすまちの姿＝基本理念

- ・子どもたちが安心して夢や希望をもって成長できるまち
～東大阪市のすべての子どもたちの権利を尊重し、どのような事情や状況にある子どもであってもその権利を実現するまちをめざす
- ・みんなで子どもたちを育むまち
～子どもも、さらにそのまわりのみんなも幸せなまちをめざす
- ・児童虐待のないまち
～当事者である子どもや家庭の事情や気持ちに向き合い、東大阪市の現実に即した虐待予防の施策を展開し、地域とともに児童虐待のないまちをめざす

②：新たな児童福祉行政がめざす「自立」と「共生」について

「自立支援」＝「自立と共生の関係を築く支援」

- ・「自立」とは「一人でやる」「自分の力で生きていくことができる」ことではなく、困ったとき、自分でできないときは様々な人に助けを求め、助けを得、助けを受け入れることができることも含めた「生きる力」をもつこと
- ・このために必要な環境づくり＝共生のまちづくり

③：取り組む基本姿勢と重視する考え方

基本姿勢＝子どもの権利を尊重することに徹底的にこだわること

- ・理念として子どもの権利の尊重を意識するだけでなく、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利の中身を具体的に理解し、一つ一つの課題に対して子どもの権利の尊重という視点から求められる取り組みを追求
- ・子どもの多様性、子どもの成長の多様性の理解に立った自立支援＝自立と共生の関係を築く支援と共生のまちづくり～地域共生社会への広がり

④：今後の児童福祉行政のあり方を検討する視点

- 基本理念の実現のため、児童虐待の現状と課題から出発
- ・虐待相談の多い本市の現状＝多くの支援を必要とする子どもと家庭が支援に繋がっている
- ・虐待の背景には様々な子ども・家族のしんどさが存在。その背景に向き合ったいいないな支援の必要性
- ・サポートがあれば子育てのできることの再認識
- 児童福祉行政とその関連分野の評価～評価すべきことと変えるべきこと
- ・支援のない隙間や切れ目がないかの見える化と課題の把握
- ・一見隙間や切れ目はないように見えるが、実際にはうまく繋がっていないという課題があることの確認と重要な課題ごとの現状評価

⑤：今後の取り組みの方向性と重点課題【全体像】

次の3つを一体的に実施し、課題を施策へフィードバック、実情に沿った的確な施策展開につなぐことにより、本市の子どもにとっての好循環のサイクルをスタートさせ、止まることなく動かしていくしくみを作る。

- 子どもと家庭に関するすべての相談と支援に確実に対応
- 相談支援を通じて児童虐待をはじめとした困難な状況に置かれている子どもと家庭の現状と背景や課題をていねいに把握
- 把握した課題に応じた虐待の予防策、子ども施策の実施

【取り組みの方向性】

児童相談所と子ども家庭総合支援拠点等の本市の持つ相談支援機能、更に子育て支援策を含む関連施策を一体的に動かすことで、地域における身近な子育て支援から、虐待予防、子どもと家庭の状況に応じた在宅支援、子どもの保護、回復へのケア、自立支援までを含む連続的な切れ目ない支援を実現し、すべての子どもたちの権利を尊重し、安心して夢や希望を持って成長できるまち、児童虐待のないまちをめざす。

【重点課題への取り組み】

- ① 児童相談所と子ども家庭総合支援拠点それぞれの役割と一体的運営のあり方
- ② 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（母子保健）との連携のあり方（「こども家庭センター」についての考え方）
- ③ 子ども本人が相談できる窓口・機会の充実
- ④ 子どもは権利の主体であり、その当然のことを具体的に保障するための子どもの意見を聴き尊重する方針と広く子どもの権利を実現するための取り組み
- ⑤ 発達障害等の障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもとその保護者のサポート
- ⑥ 子どもは成長、自立と共生の関係を築く教育と児童福祉の一体的な取り組みの推進
- ⑦ 切れ目のない子育て支援の再構築
- ⑧ 家族の持つ課題や困難についての的確な理解に基づく支援と関係機関との確かな連携
- ⑨ 子どもと家庭を支えるネットワークの推進
- ⑩ 社会的養護への取組のあり方

⑥：市がつくる児童相談所の姿（「児童相談所設置計画」の概要）

■ 求められるもの

- ①地域支援ネットワークの要 — 子育て支援全体の充実につなぐ
- ②子育て家庭へのアウトリーチ型支援と寄り添う支援
- ③子どもの権利尊重と実現の拠点
- ④子ども一人ひとりへの丁寧な支援とフォローアップ

■ 基本的な考え方

法令に基づく児童相談所の業務の遂行のために必要な機能を踏まえるとともに、基本方針に定めた取組を推進するため、中核市（基礎自治体）の児童相談所であることと本市におけるこれまでの子どもと家庭に関する支援の経験・実績を最大限生かし、本市の課題に対応できる独自の機能構成とする。

■ 機能の構成

- ①児童相談所機能の確実な遂行と支援拠点等の基礎自治体機能との一体的な展開、様々な子どもと家庭に関わる社会資源とのネットワークによる子どもを支えるハブ拠点機能
- ②社会的養護による子どもの支援のマネジメント機能の的確な遂行
- ③児童虐待防止・子どもの権利を尊重、実現するためのシステム推進機能
- ④関連機能の併設によるワンストップ機能の実現と効果的な子ども家庭支援の展開
- ⑤子どものためのハブ拠点機能を発揮するため関係機関・団体との連携、ネットワークによる子ども支援
- ⑥子どもの権利、安心と自立を支える一時保護所

■ 施設のあり方

① コンセプト

入りやすい、相談しやすい開かれた施設としての特徴と、相談者等のプライバシーを守ることのできる安全・安心な施設としての特徴を兼ね備えた、子ども、子育て世代など子どものまわりの人、子どもに関する支援関係機関・団体から子どもに関心のある様々な世代の市民まで、幅広い市民等にとって使える、学べる、過ごせる、親しめる、安心できる施設

② 機能の構成に基づく諸室イメージ（検討中のものを含む想定）

A コアセクション1 【児童相談所部門+子ども家庭総合支援拠点（「こども家庭センター」設置を視野に検討中）部門】
 ・執務スペース ・相談室／診療が可能な個別相談室／プレイルーム／グループルーム（中）／キッズスペース ・療育教室、親支援プログラム ・家族再統合プログラム等ができる教室スペース ・こどもカフェスペース（調理設備のあるもの） ・多目的ルーム（会議・研修用）

A' コアセクション2 【一時保護所】

・居室は個室を基本とし、小グループケアが可能な配置 ・学習や遊びなどの子どもにとって必要な諸活動ができる十分な共有スペース ・子どもたちが快適に生活できる防音、換気、採光、空調等の良好な生活環境とゆとりのあるスペース構成 ・子どもたちの安全とプライバシーを守る構造、設備、動線上の配慮。

B オープン・併設機能セクション【子育て支援機能+その他関連部門】

- 子育て支援機能、子どもの遊び場スペース
- 多目的スペース
- 教育センター来所相談及び教育支援センター（適応指導教室）分室
- 配偶者暴力（DV）相談窓口

③ 配慮や工夫が必要なポイント

- ・一時保護児童の安全とプライバシー保護を最優先事項とすること
- ・支援を必要とする子どもや保護者がストレスなく相談窓口アクセス可能
- ・障害など多様な特性を持つ子どもやおとなが、不安やストレスなく過ごせる配慮（バリアフリーとユニバーサルデザイン）
- ・職員の業務の効率化や業務量の縮減等につながる動線などの工夫

■ 組織とスタッフ

○ 組織構成の考え方

児童相談所部門と子ども家庭総合支援拠点部門（「こども家庭センター」設置を視野に検討中）を合わせて一つの組織とし、今後業務内容等を検討する中でその内部構成を検討

○ スタッフ～職員体制についての考え方

法令、国要綱等に基づく児童相談所及び子ども家庭総合支援拠点の職員配置基準を踏まえ、本基本方針に基づいて担うべき業務を遂行するために、具体的な業務内容及び実施方法、役割分担を精査の上、専門職をはじめとした必要十分な職員を配置

○ 職員の育成

人事交流による児童相談業務の経験、他自治体の児童相談所への派遣研修などにより積極的に進め、児童相談所業務等を担う力の総合的な向上を図る。

■ 施設規模

左記の「機能の構成に基づく諸室イメージ」に基づく施設規模は最大で延床面積7,500㎡程度を想定。（今後検討により増減）

■ 設置場所

東大阪市東部地域仮設庁舎敷地（東大阪市南四条町）を予定（児童相談所及び子ども家庭総合支援拠点等に必要な機能を1か所に集約できる規模の施設が整備できる土地であること、最寄駅から比較的近く、交通利便性が高いことから当該地を予定）